

# 熊本県公報

第 1 0 9 4 8 号  
平成 15 年 2 月 24 日(月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○特定計量器定期検査の実施.....	(商工政策課) 1
○救急医療機関に関する認定.....	(医務福祉課) 2
○救急医療機関に関する申出の撤回.....	( " ) 2
○臨時種畜検査の実施.....	(畜産課) 2
○保安林の指定に関する予定.....	(森林保全課) 3
○ " .....	( " ) 3
<b>公 告</b>	
○建設業法に基づく監督処分.....	(監理課) 3
○開発行為に関する工事の完了.....	(建築課) 4
○宅地建物取引業法に基づく業者の事務所の所在地.....	( " ) 4
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県立美術館協議会の会議の開催.....	(熊本県立美術館協議会) 4
○身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催.....	(身体拘束ゼロ作戦推進会議) 5
○給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会) 5
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ) 5
○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ) 6
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	( " ) 6
○不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則.....	( " ) 7

## 告 示

### 熊本県告示第 160 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、山鹿市及び鹿本郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成 15 年 2 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 集合検査

検査区域	検 査 日	検査受付時間	検 査 場 所	対象となる特定計量器
植木町	平成 15 年 4 月 7 日	午前 10 時から午後 3 時まで	JA 鹿本田底支所	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
植木町	平成 15 年 4 月 8 日	午前 10 時から午後 3 時まで	JA 鹿本桜井支所	
植木町	平成 15 年 4 月 9 日	午前 10 時から午後 3 時まで	植木町役場	
鹿北町	平成 15 年 4 月 10 日	午前 10 時から午前 11 時 30 分まで	JA 鹿本広見支所	
鹿北町	平成 15 年 4 月 10 日	午後 1 時から午後 3 時まで	JA 鹿本岳間支所	
鹿北町	平成 15 年 4 月 11 日	午前 10 時から午後 3 時まで	JA 鹿本鹿北基幹支所	
菊鹿町	平成 15 年 4 月 14 日	午前 10 時から午前 11 時 30 分まで	JA 鹿本内田支所	